

東京都入札監視委員会定例審議概要

開催日及び場所	平成30年4月20日（金） 都庁第二本庁舎1階入札室A			
委員	工学院大学建築学部建築学科教授 遠藤 和義（部会長） 弁護士 木下 潮音 弁護士 森岡 誠 弁護士 若林 美奈子 計4名（敬称略）			
談合情報案件	項目	工事	物品・業務	件数計
	談合情報	0件	1件	1件
	うち検討結果疑義	0件	0件	0件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	<議案1> Q 談合の疑いのあった1回目の入札参加者を、なぜ2回目の入札手続きで除外しなかったのか。 意見：談合情報が寄せられ中止となった案件を再発注する場合の指名のルールを検討すべき。		A 制度上除外するには、指名停止要綱に該当することが必要だが、疑いがあるというだけでは該当していないため、指名から除外することはできない。よって本件指名は、現行の指名基準等を踏まえつつ、多数の業者が参加できるよう、競争性の確保に配慮し適正に行った。	
	Q 入札1回目のとき、開札して入札金額を確認しなかったのはなぜか。入札手続きを中止した場合でも、証拠保全の観点から、入札書の確認を行うべきではなかったか。		A 談合情報取扱要綱に基づき、談合情報検討委員会を開催し、審議の結果、開札前に中止を決定し、中止処理を行った。一連の手続きは、要綱に基づき適切に処理されている。 システム上、手続きの中止処理をすると暗号化され中身が見られなくなることもあるが、今後、証拠保全の必要性も考慮し、入札手続きを取り止める場合の事務処理フローについて検討する。	
	意見：業者への事情聴取等談合処理の対応は、現在事業所管部署で実施しているが、コンプライアンスの観点から、管理部門等、事業所管以外の部局が関与する体制を検討すべき。		A 談合情報処理における他部門によるチェック体制を検討する。	
委員会による報告又は意見の具申	本件の談合案件の処理は、現行規程に基づき、適正に行なっている。 談合情報が寄せられ、1回目を中止した場合の事務処理手続きや、2回目を行う場合の指名のルールなど、現行の処理フロー見直しが必要と考えるため、制度部会で検討するよう委員会へ申し入れることとする。			